

【 学校いじめ防止基本方針 】

平成 26 年 7 月 10 日策定

令和 2 年 4 月 28 日改定

長野県野沢南高等学校は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止のために全力で取り組む。
- (2) いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した場合は速やかに対応する。

2 校内組織

いじめの未然防止対策、早期発見及び早期対応等については『いじめ防止対策委員会』が担当し、また必要に応じて下記のメンバーにより『対応チーム』を編成し、組織的かつ実効的に対応する。

【メンバー】

◎校長・教頭・いじめ防止対策委員長・生徒指導主事・学年主任・該当クラス担任・養護教諭
教育相談担当教諭・生徒指導係教諭・スクールカウンセラー

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に関する具体的方策

別に定める『マニュアル』に従い、生徒への指導及び取り組みを行う。

4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対応する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合には、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者へ提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会または学校の下に組織を設け、公平かつ中立な調整等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

7 その他の留意事項

- (1) 日頃から生徒一人ひとりの言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つとともに、どのようなことでも大人へ相談してよいという意識を、教育活動全体を通して高める。また、学校内外の相談窓口の周知を徹底する。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、生徒の特性を踏まえ適切な支援を行う。
- (3) 特に配慮が必要な生徒については、保護者等との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な指導を行う。
- (4) いじめが解決したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
 - ② いじめを受けた生徒が、いじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることを生徒に理解させるとともにSNS等に頼らない人間関係づくりへの意識を高めていけるような指導を行う。
- (6) いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導及び取組について、達成状況を学校評価において評価し、改善を図る。

【 いじめ対応フローチャート 】

情報のキャッチ

【対応チーム】

- (メンバー)
- ◎校長・教頭・いじめ防止対策委員長
 - 生徒指導主事・学年主任・養護教諭
 - 該当クラス担任・教育相談担当教諭
 - 生徒指導係教諭・スクールカウンセラー

事実確認 (5W1H) 「いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように」
○ 生徒からの聞き取り ○ 保護者への連絡 ○ 情報の共有

県教委への報告
(以後、随時)

いじめ認知

No

- 継続的支援・見守り
- 保護者との連携
- 生徒同士の関係修復

Yes

対応協議

- 外部との連携検討
- 心の支援課
 - SC、SSW
(東信教育事務所)
 - 警察 他

被害生徒とその保護者への対応

加害生徒・観衆的立場の生徒とその保護者への対応

傍観者的立場の生徒や全校生徒への対応

危機対応
(危機管理マニュアルに従う)

継続的支援
心のケア
関係の修復

新たないじめの未然防止・早期発見・再発防止
全校・学年・学級指導